

# 健康案内

## 予防接種

会場	期日	受付時間	対象	持ち物
南市民センター リサイクル文化センター	1日(火)	午前10時～11時30分	3か月～6か月の子ども	母子手帳、予防票
	4日(金)			
健康福祉会館	24日(木)	午前10時～11時30分 午後1時30分～3時		

**麻しん(はしか)ワクチンのフォロワー接種を**  
**実施します**  
 麻しん感染者ゼロ政策を、計画的かつ積極的に推進するため、無料のフォロワー接種を実施します。  
**対象** 市内在住の次の方  
 2歳～18歳未満で麻しん、または、麻しん風しん(MR)混合ワクチンの接種を一度も受けたことがなく、麻しんにかかったことのない方(定期予防接種対象者を除く) 小学校1・2年生(平成12年4月2日～平成14年4月1日生まれ)で、定期予防接種第2期を受けたことがなく、麻しんにかかったことのない方  
 接種ワクチン 麻しん・風

## 7月の母子健康案内 問健康課 ☎725・5422

事業名	会場	開催日	時間	対象	内容
もうすぐママ・パパのためのぶれびよクラス(母親学級) - 4日間コース(申し込み制)	健康福祉会館	4日(金)	午後1時30分～4時	16～27週の妊婦	1日目
		11日(金)			2日目
		18日(金)			3日目
		26日(土)			4日目
離乳食講習会(申し込み制)	健康福祉会館	初期	午前9時55分～11時45分 受付 午前9時30分	4～5か月児	離乳食の進め方のお話と試食
		後期		18日(金)	8～9か月児
乳幼児母性相談	健康福祉会館	7、14、28日(月)	受付 午前9時45分～11時30分 午後1時30分～3時	2か月児～就学前	身長・体重測定、保育相談、栄養相談、母性相談、家族計画の相談
	子どもセンターばあん	11日(金)			
	鶴川分館	3日(木)			
	リサイクル文化センター	16日(水)			
	小山市市民センター	9日(水)			

**【予防接種代金の助成】**  
 2008年4月1日から6月30日までの間に上記対象者が自己負担で支払った予防接種料金を全額助成します。  
 申請受付期間は2008年9月30日(火)までです。  
 詳細は健康課にお問い合わせ

**健康づくり**  
**市民健康づくり講演会**  
**【あなたの消化器は大丈夫ですか?】**  
 町田市医師会主催の講演会です。  
 日時 7月12日(土) 午後1時30分から  
 会場 健康福祉会館4階講習室  
 講師 町田市民病院内視鏡室担当部長・和泉元喜氏  
 定員 250人(申し込み順)  
 申し込み 7月9日までに

**お知らせ**  
 電話で町田市コールセンター(☎724・5656)へ。駐車場はありません。  
 問健康課 ☎725・5471  
**貸し出しをしています**  
 対象 市内で開催する、市民が参加するスポーツ競技などの行事  
 貸出期間 最長で貸出日を含む1週間(6泊7日)  
 貸出条件 催し期間中、一定の有資格者(AEDの操作を含む普通救命講習会等の修了者、医師、看護師、保健師、救急救命士のいずれか)を配置していること  
 申し込み 貸出希望期間の2か月前から7日前までに、健康課へ書類を提出して下さい。また電話での予約も受け付けます。  
 原則として、AEDを設置している施設での催しの場合にはお貸ししません。  
 お貸しするにあたり、有資格者の資格証の写しの提出と身分証の提示が必要となります。  
 問健康課 ☎725・5471

**募集します 町田の名産品**  
**【7月10日まで受付】**  
 認定料 1品目につき1万円  
 町田市内産品等推奨委員会では、1年おきに、町田で生まれ育った特産品の中から「町田の名産品」を認定し推奨しています。  
 認定された名産品は出品したそれぞれの店や「名産品の店まちだ」で販売されます。  
 選定基準 品質が優良で、市内で生産・製造(加工)される食品または工芸品で、名称・意匠・材料が町田市にふさわしい要素を有するもの。  
 1年以上の販売実績があり、継続的に提供できるもの(出品は1事業所3点以内、出品料は無料です)  
 同委員会では、出品されたものを7月末までに審査します。  
 推奨シールの張られた新たな名産品は9月にお目見えすることになっています。  
 問産業観光課 ☎724・2128

**お詫び**  
 本紙6月11日号6面掲載の「くらしのミニ情報」の記事中、「特定調停」の費用に誤りがありました。正しくは「債権者1社当たり約1000円」となります。訂正してお詫びします。  
 問広報広聴課 ☎724・2101

**出張教育相談**  
 7月3日(木) 忠生市民センター  
 7月8日(火) なるせ駅前市民センター  
 7月10日(木) 南市民センター  
 7月15日(火) 堺市民センター  
 7月17日(木) 鶴川市民センター  
 教育センターでは、毎月出張教育相談を行っています。不登校、非行、勉強や進路の悩み、親子の関係などでお困りの方は、お気軽にご相談下さい。専門の相談員がお答えします。  
 問子育て支援課 ☎724・2138

**お詫び**  
 本紙6月11日号6面掲載の「くらしのミニ情報」の記事中、「特定調停」の費用に誤りがありました。正しくは「債権者1社当たり約1000円」となります。訂正してお詫びします。  
 問広報広聴課 ☎724・2101

**お詫び**  
 本紙6月11日号6面掲載の「くらしのミニ情報」の記事中、「特定調停」の費用に誤りがありました。正しくは「債権者1社当たり約1000円」となります。訂正してお詫びします。  
 問広報広聴課 ☎724・2101

**お詫び**  
 本紙6月11日号6面掲載の「くらしのミニ情報」の記事中、「特定調停」の費用に誤りがありました。正しくは「債権者1社当たり約1000円」となります。訂正してお詫びします。  
 問広報広聴課 ☎724・2101

**お詫び**  
 本紙6月11日号6面掲載の「くらしのミニ情報」の記事中、「特定調停」の費用に誤りがありました。正しくは「債権者1社当たり約1000円」となります。訂正してお詫びします。  
 問広報広聴課 ☎724・2101

**お詫び**  
 本紙6月11日号6面掲載の「くらしのミニ情報」の記事中、「特定調停」の費用に誤りがありました。正しくは「債権者1社当たり約1000円」となります。訂正してお詫びします。  
 問広報広聴課 ☎724・2101

**お詫び**  
 本紙6月11日号6面掲載の「くらしのミニ情報」の記事中、「特定調停」の費用に誤りがありました。正しくは「債権者1社当たり約1000円」となります。訂正してお詫びします。  
 問広報広聴課 ☎724・2101

**お詫び**  
 本紙6月11日号6面掲載の「くらしのミニ情報」の記事中、「特定調停」の費用に誤りがありました。正しくは「債権者1社当たり約1000円」となります。訂正してお詫びします。  
 問広報広聴課 ☎724・2101

**お詫び**  
 本紙6月11日号6面掲載の「くらしのミニ情報」の記事中、「特定調停」の費用に誤りがありました。正しくは「債権者1社当たり約1000円」となります。訂正してお詫びします。  
 問広報広聴課 ☎724・2101

**そこが知りたい! 長寿医療(後期高齢者医療)**  
**第2回「窓口の負担割合は?」**  
 医療機関にかかる時の自己負担割合は前年の所得が確定した後、毎年8月1日を基準日として判定します。  
 判定により自己負担割合が変更となる方には、7月下旬に新しい後期高齢者医療被保険者証をお送りします。  
 現在お持ちの保険証の有効期限は平成22年7月31日までです。変更のない方は、そのままお使い下さい。  
 今回は、どのような基準で「1割」または「3割」負担と判定されるかお知らせします。  
 同一世帯の長寿医療(後期高齢者医療)の方全員の所得や収入により判定します。  
 住民税課税標準額が、判定基準となります。まずは、「市民税・都民税納税通知書(課税世帯に送付)」の3枚目を見て下さい。  
 「1割」負担になる場合  
 住民税課税標準額が145万円未満の方  
 「3割」負担になる場合  
 住民税課税標準額が145万円以上の方及びその方と同一世帯の方  
 (例)ご夫婦とも75歳以上で、どちらかの住民税課税標準額が145万円以上の場合  
 はお二人とも、「3割」負担となります。  
 ただし、長寿医療(後期高齢者医療)の方全員の収入合計が基準額(一人世帯の場合:383万円、二人以上の世帯の場合:520万円)未満である旨の申請をすることにより、「1割」負担になります。  
 (該当する可能性がある方には、「基準収入額適用申請書」をお送りします)。  
 問保険年金課 ☎724・2144